

事務連絡
令和4年1月26日

各県立学校長様

体育保健課長

新型コロナウイルス感染症にかかる疫学調査の変更について

このたび県の対処方針において、保健所業務の逼迫状況を踏まえ、濃厚接触者を判定するための疫学調査の重点化の対象から“学校”が外れることになりました。

つきましては、貴校において感染者が発生した場合は、保健所が濃厚接触者の特定を行うかどうかを確認し、学校で行うよう要請された場合は、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」（令和3年8月30日付け体育保健課長事務連絡）により通知している国のガイドラインに基づき、各学校において濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力し、その後の取り扱いを含めて保健所に報告・相談するなど適切に対応願います。

（参考）濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合があります）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する濃厚接触者の候補